

会員の心得

1. 会員は、「安全はすべてに優先する」を基本として、就業途上、就業中の安全に努めること
2. 会員は、センターの構成員として率先して、仕事の開拓・確保に努めること
3. 会員は、センターから提供された仕事について、内容をよく確認し理解したうえで、引き受けるとともに、引き受けた仕事は、責任を持って誠実に履行すること
4. 会員は、直接発注者と仕事の契約をしないこと。また、発注者から契約外の仕事を依頼された場合は、速やかに事務局へ連絡すること
5. 会員は、常に自己の健康管理に心がけ、無理な健康状態で就業しないこと
6. 会員は、仕事上で知り得たことは他にもらさないこと
7. シルバー人材センター事業の趣旨・目的を自覚し、働くことを通じて地域社会に貢献すること

シルバー人材センターとは…

高齢社会のなかで、毎日働くことは望まないが、働く機会を得たい、社会に役立つ仕事をしたい、という健康で働く意欲のある高齢者が増えています。これに応えるため、高齢者が主体となった自主・自立、共働・共助の組織としてシルバー人材センターは生まれました。

シルバー人材センターは

- 高齢者の豊かな知識・経験・技能をいかした「働く場」を提供し
- 働くことを通じて、社会参加を図り、生活感を充実させ
- 高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりを目指しています。

シルバー人材センターは、法律(注)に基づく団体で、指定法人です。

シルバー人材センターは、地域社会の共感と賛同を呼び、現在約1300団体が全国の主要な市区町村の地域に設立され、今後の一層の発展が期待されています。

(注)「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」

シルバー人材センター 団体傷害保険のあらまし

1 ケガをした場合

- ① 医師の治療をうけてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ② ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず一報してください。
- ③ 傷害保険の手続きはセンターで行います。
- ④ みなさんの傷害保険は、センターがまとめて契約しております。

2 保険金が支払われる場合

- ① センターから提供された仕事に従事中に被った傷害(仕事に従事する場所から他の仕事に従事する場所への移動中を含みます。ただし、自宅で仕事に従事している間は除きます。)
- ② センターから提供された仕事に従事するため、センターの指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中に被った傷害
- ③ センターが主催する、仕事に関する知識・技能の付与を目的とした講習会およびセンターの総会、理事会、各種運営会議(班会議、班長会議、委員等)に出席中ならびに講習会場または総会、理事会、各種運営会議会場と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中に被った傷害
- ④ センターが主催する就業の一環であるボランティア活動に参加中ならびに活動場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中に被った傷害

センターの仕事で事故にあったときは、
病院の方にこれをみせましょう

医療機関の方々へ

1. シルバー人材センターが提供する仕事

シルバー人材センターが提供する仕事は、会員に対して、家庭、事業所等から請負、委任で引き受けた仕事を会員に提供している関係から、労災保険の適用は受けられません。したがって、会員は、各自の健康保険証に基づき治療を受けることとなります。

ただし、会員に対して、職業紹介事業や一般労働者派遣事業として提供した仕事における事故については、労災保険の適用を受けます。

2. 緊急時の連絡先、所属センター、かかりつけの病院、等については、最終ページの「健康メモ」、 「備忘録」をご参照ください。

3・4 弥生・卯月

27
月

OS
月

立春 日付記事

28
火

FS
火

29
水

SS
水

30
木

ES
木

31
金

AS
金

1
土

SS
土

2
日

OS
日

辰卯 木

3
月

OS
月

4
火

FS
火

清明

4

5
水

SS
水

6
木

ES
木

7
金

AS
金

8
土

SS
土

9
日

OS
日